

広島県告示第九百七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、訪問介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	居宅サービス事業所	指定年月日
株式会社エンジェ ルハート	にこやか訪問介 護事業所	平成一九年八 月一日
広島市南区仁保南 一丁目八番一八号	広島市南区仁保南 一丁目八番一八号	平成一九年八 月一日
広島市安佐南区緑 井二丁目二九番二 五号一七〇四号室	みどりの風サー ビスセンター	平成一九年八 月一日
有限会社さくら ケアサポート	さくら・介護ス テーション三原 テーション三原	平成一九年八 月一日
広島市中区加古町 一三番一三二号	三原市城町二丁目 二番五号Nビル三〇 一号室	平成一九年八 月一日